

(その1)



収 支 報 告 書

令和5年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) いとうたかえこうえんかい
伊藤孝恵後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 名古屋市熱田区金山町1-5-3-7F トワ金山ビル

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 伊藤 孝恵

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	

4 会計責任者の氏名 中島 浩一

公職の種類 参議院議員(現職)

公職の候補者の氏名 伊藤 孝恵

事務担当者の氏名 中島 浩一

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 孝恵

公職の種類 参議院議員(現職)

(電話) 03-6550-1008

(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				2	3	2	8	1	0	6	6
(前年からの繰越額)				2	1	3	9	8	9	7	6
(本年の収入額)					1	8	8	2	0	9	0
支 出 総 額				1	0	8	8	2	3	8	8
翌年への繰越額				1	2	3	9	8	6	7	8

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額											0
員 数											0 [^]

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考	
(7) 個人からの寄附				1	2	3	2	0	0	0		
(うち特定寄附)											0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0	
(ウ) 政治団体からの寄附					6	5	0	0	0	0		
小計 (7) + (イ) + (ウ)				1	8	8	2	0	0	0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											0	
イ 政党匿名寄附											0	
合計 (ア + イ)				1	8	8	2	0	0	0		

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	1.個人			
行番号	寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額						年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
		十億	百万	千	円							
16	穂積正廣			1	0	0	0	0	R5/9/29	小牧市桃ヶ丘1-12-1	税理士	
17	今枝健治				8	0	0	0	R5/9/29	名古屋市長久区藤が丘46	自営業	
18	扇谷勉			1	0	0	0	0	R5/10/6	練馬区石神井町7-27-13	無職	
19	小川稔				2	0	0	0	R5/10/11	犬山市大字犬山字西古券690-2	鍼灸師	
20	川島紀之				8	0	0	0	R5/10/11	犬山市字西北野212-1	団体役員	
21	中明敏夫				6	0	0	0	R5/10/12	犬山市前原字向屋敷217-7	自営業	
22	松尾隆徳			2	0	0	0	0	R5/10/24	名古屋市西區城西2-16-6	無職	
23	後藤智美				2	0	0	0	R5/11/16	江南市古知野町熱田186	会社役員	
24	松浦景子				8	0	0	0	R5/11/21	高松市多肥上町1368-15	無職	
25	鈴木春子			1	0	0	0	0	R5/11/22	名古屋市天白区中坪町174	無職	
26	上福元諭				8	0	0	0	R5/12/6	知多市新知東町3-3-17	会社員	
	この頁の小計				9	2	0	0	0			
	その他の寄附				3	3	2	0	0	0		
	合 計				1	2	3	2	0	0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額						備 考		
項 目		十	百	千	百	千	百	千	円	
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費				1	6	2	4	8	8	
(2) 光 熱 水 費									0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				2	3	5	6	5	6	
(4) 事 務 所 費			1	1	8	6	3	0	2	
小 計			1	5	8	4	4	4	6	
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費			1	2	9	1	8	9	2	
(2) 選 挙 関 係 費						8	5	7	5	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			7	9	7	6	2	7	5	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0	
イ 宣 伝 事 業 費			7	9	7	6	2	7	5	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費									0	
エ そ の 他 の 事 業 費									0	
(4) 調 査 研 究 費					2	1	2	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0	
(6) そ の 他 の 経 費									0	
小 計			9	2	9	7	9	4	2	
合 計			1	0	8	8	2	3	8	8

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 4. 事務所費			
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十 億	百 万	千 円				
1	講師代			150000	R5/1/23	(有)イ・ティ・ア・ダ・ダ	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
2	LINE公式アカウント			165000	R5/1/31	㈲ア・ティ・ア・ダ・ダ	中央区日本橋蛸薬町1-14-14	
3	講師代			150000	R5/2/14	(有)イ・ティ・ア・ダ・ダ	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
4	LINE公式アカウント			165000	R5/2/27	㈲ア・ティ・ア・ダ・ダ	中央区日本橋蛸薬町1-14-14	
5	講師代			150000	R5/3/13	(有)イ・ティ・ア・ダ・ダ	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
6	LINE公式アカウント			165000	R5/3/31	㈲ア・ティ・ア・ダ・ダ	中央区日本橋蛸薬町1-14-14	
7	宅急便			19404	R5/4/3	佐川急便㈱	京都市南区上鳥羽角田町68	
8	監査費用			79832	R5/4/3	田中税理士事務所	名古屋市中区那古野1-15-18	
9	切手・郵送			22040	R5/4/24	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
10	講師代			150000	R5/4/25	(有)イ・ティ・ア・ダ・ダ	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
11	LINE公式アカウント			165000	R5/4/28	㈲ア・ティ・ア・ダ・ダ	中央区日本橋蛸薬町1-14-14	
12	宅急便			27057	R5/5/1	佐川急便㈱	京都市南区上鳥羽角田町68	
13	講師代			150000	R5/5/16	(有)イ・ティ・ア・ダ・ダ	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
14	LINE公式アカウント			165000	R5/5/31	㈲ア・ティ・ア・ダ・ダ	中央区日本橋蛸薬町1-14-14	
15	講師代			150000	R5/6/20	(有)イ・ティ・ア・ダ・ダ	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
	この頁の小計			320833				
	その他の支出							
	合計							

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 4.事務所費					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		億	百万	千	円				
16	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/6/30	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
17	講師代			1	50000	R5/7/25	(有)イーアブ ㈱	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
18	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/7/31	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
19	講師代			1	50000	R5/8/29	(有)イーアブ ㈱	名古屋市中区伊勢山2-1-2	
20	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/8/31	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
21	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/9/29	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
22	宅急便			1	0095	R5/9/29	佐川急便	京都市南区上烏羽角田町68	
23	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/10/31	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
24	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/11/30	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
25	LINE公式7アカウント			1	65000	R5/12/28	㈱7アカウント	中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
26	賃借料			6	0000	R5/12/28	国民民主党愛知県参議院選挙区第7総支部	名古屋市熱田区金山町1-5-3	
	この頁の小計			7	55595				
	その他の支出			1	09874				
	合 計			1	186302				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 1. 組織活動費 (1)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十	百	千	円				
16	交際費			108	002	R5/7/28	株式会社東京銀座	中央区銀座5-13-12	
17	交際費			111	110	R5/7/28	株式会社伊勢丹	中央区銀座4-6-16	
18	生花			228	225	R5/8/22	花キューピット	品川区北品川4-11-9	
19	会合費			135	000	R5/8/25	2	名古屋市中区金山町1-1-1	
20	会合費			202	622	R5/10/2	株式会社東急	千代田区永田町2-10-3	
21	会合費			180	622	R5/10/2	株式会社東急	千代田区永田町2-10-3	
22	会合費			180	622	R5/10/2	株式会社東急	千代田区永田町2-10-3	
23	交際費			149	004	R5/10/13	株式会社伊勢丹	中央区銀座4-6-16	
24	交際費			112	722	R5/11/3	株式会社東海旅行サービス	名古屋市中村区名駅3-22-8	
25	会費			200	000	R5/11/13	古川元久政経学院	名古屋市中村区内山3-8-10	
26	会費			135	000	R5/12/7	(社)地域から日本を変える	港区高輪4-8-11	
27	交際費			154	000	R5/12/13	株式会社山田松香木店	京都市上京区室町通下立売上	
	この頁の小計			189	699				
	その他の支出			69	320				
	合 計		1	291	892				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 2.選挙関係費 (陣中見舞、飲料水等)					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十 億	百 万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出				8	5	7	5	
	合 計				8	5	7	5	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 4. 宣伝事業費 (宣伝、広告)				
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十	百	千	円				
1	映像編集			709	500	R5/1/31	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
2	映像編集			709	500	R5/2/28	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
3	Facebook広告			117	449	R5/3/12	Facebook Japan	港区虎ノ門1-17-1	
4	映像編集			649	000	R5/3/31	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
5	映像編集			709	500	R5/4/28	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
6	映像編集			698	500	R5/5/31	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
7	映像編集			709	500	R5/6/30	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
8	映像編集			709	500	R5/7/31	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
9	映像編集			649	000	R5/8/31	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
10	映像編集			709	500	R5/9/29	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
11	映像編集			709	500	R5/10/31	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
12	映像編集			528	000	R5/11/30	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
13	映像編集			467	500	R5/12/28	カンパニ	大阪市北区天満2-7-14	
	この頁の小計			797	949				
	その他の支出				326				
	合 計			797	1275				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月15日

政治団体の名称 伊藤孝恵後援会

会計責任者の氏名 中島 浩一

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15 1.組織活動費 (会費・会議費 ・渉外費・交際費・行事費・交通費)	*1	会費・会議費・渉外費・交際費・行事費・交通費
その15 1.組織活動費 (会費・会議費 ・渉外費・交際費・行事費・交通費)	*2	ANAクラブラザホテルリゾート名古屋

政治資金監査報告書

令和6年2月16日

伊藤孝恵後援会

代表 伊藤 孝恵 殿

登録政治資金監査人

田中吉新

登録番号

第5127号

研修了年月日

平成28年10月28日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、伊藤孝恵後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、伊藤孝恵後援会の主たる事務所（名古屋市熱田区金山町1-5-3 トーナメントビル7F）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

伊藤孝恵後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、伊藤孝恵後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上